

飲酒運転の根絶（常習飲酒運転者対策）

飲酒運転による交通事故については、「飲酒運転は絶対に許されない。」という国民意識の高まりとともに、道路交通法の改正による二度にわたる罰則の強化、酒類提供行為や同乗行為に対する罰則の新設等の効果により、近年、減少傾向で推移しており、10年前に比べ、飲酒運転による死亡事故件数は約3分の1に、死亡事故件数に占める飲酒死亡事故の割合も半分程度にまで減少している。

平成19年中の飲酒運転の取締り件数は7万4千件余りとなっているが、検挙されない潜在的な飲酒運転（神奈川県警察本部と独立行政法人国立病院機構久里浜アルコール症センターとの共同調査（以下「共同調査」という。）によれば、飲酒運転経験者のうち、約半数は検挙経験を持たないというデータがある。）を含めれば、飲酒運転根絶には未だ道半ばという状況である。

特に、飲酒運転を繰り返す常習飲酒運転の背景には、常習飲酒者、多量飲酒者の存在、さらには、自らの飲酒行動をコントロールできなくなるアルコール依存症の問題が指摘されており、飲酒運転の根絶を図るために、常習飲酒者、多量飲酒者の減少を図ることが重要である。

このような問題意識の下、平成19年4月、交通対策本部に常習飲酒運転者対策推進会議を設置し、関係省庁の連携による常習飲酒運転者対策の検討をすすめてきたが、6月に平成20年度予算概算要求に向け「当面の常習飲酒運転者対策について」を決定し、さらに、12月に平成20年度政府予算原案の決定を踏まえ、国民の健康増進を図りつつ、飲酒運転の根絶を図るために各種施策を盛り込んだ「常習飲酒運転者対策の推進について」を決定した。

ここでは、上記共同調査の概要とともに、常習飲酒運転者対策の実施状況について紹介する。

1 共同調査の結果の概要（処分者講習受講者に対するアルコール症スクリーニングテスト）

神奈川県警察本部と久里浜アルコール症センターが共同で実施した運転免許の取消処分者講習受講者に対するアンケート調査では、76.8%が飲酒運転の経験ありと回答しており、このうち、56.1%が飲酒の関連した検挙歴がないと回答している。

飲酒運転経験者に対するアルコール症のスクリーニングテスト（AUDIT）の結果では、アルコール依存症の疑いのある群が41.4%，危険な飲酒群が32.6%と約7割が飲酒行動に問題ありとなっている。対象群としての運転適性検査の一般受検者では、アルコール依存症の疑いがある群は10.5%であり、一般的の運転者にも、アルコール嗜好者に依存症が疑われる運転者が存在するものの、飲酒運転経験者には、より多く存在することが明らかとなった。

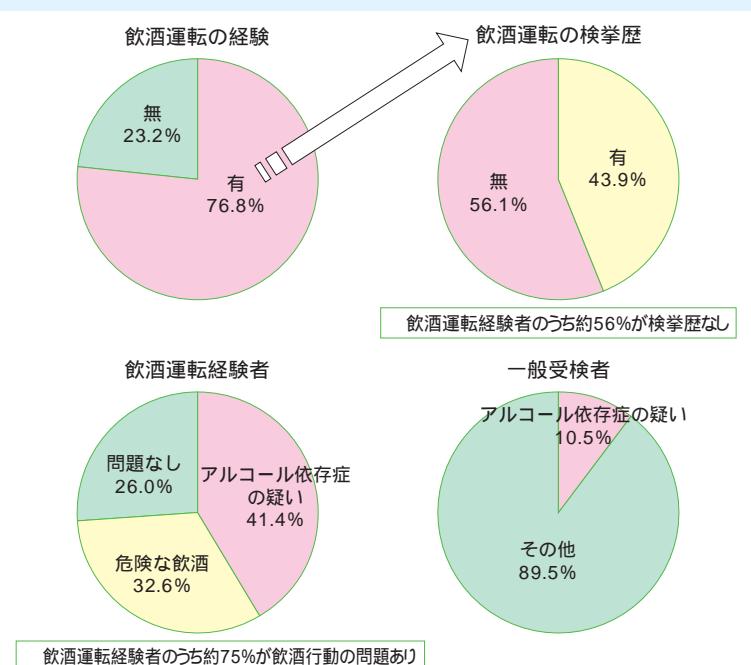
2 常習飲酒運転者対策の実施状況

アルコールの影響や専門相談機関等の周知

内閣府では、厚生労働省の協力を得て、アルコール依存症についての相談を行っている精神保健福祉センター等の専門相談機関、アルコール依存症の専門医療機関、断酒会等の自助グループについて、都道府県別のリストを作成して、関係機関に送付した。

また、アルコールが身体に及ぼす影響等について内閣府のホームページに掲載するとともに、平成20年4月には、日本酒造組合中央会等酒造関係8団体に対して、適正飲酒等についての積極的な広報の実施を、日本損害保険協会に対して、飲酒運転による本人の怪我や車の損害は保険の対象とならないものがあることについての周知徹底等を要請した。

特定非営利活動法人ASK（アルコール薬物問題全国市民協会）では、日本損害保険協会の助成により、平成20年度から、職場や地域でアルコールの基礎知識や節酒の方法を広める「飲酒運転防止インストラクター」の養成に取り組んでおり、企業や自治体での活用が期待されている。 参照：http://www.ask.or.jp/ddd_instructor.html



注 神奈川県警察本部と独立行政法人国立病院機構久里浜アルコール症センターとの共同調査資料より作成。

様々な機会をとらえた飲酒行動是正のための働きかけ

大阪府や栃木県では、政府の常習飲酒運転者対策の決定を受け、アルコールが心身に及ぼす影響やアルコール依存症の相談先を掲載したパンフレットを作成し、運転免許の処分者講習等で配布している。

また、警察庁では、専門相談機関等のリストを各都道府県警察に送付し、各種安全運動、街頭指導時、運転免許の処分者講習等様々な機会を捉えた飲酒行動是正のための働きかけを推進している。



運転免許の処分者講習の充実及び常習飲酒運転者の早期把握等

警察庁では、都道府県警察に飲酒運転違反者を集めて行う飲酒学級を停止処分者講習に設置するよう指導し、平成19年中には、全ての都道府県警察で飲酒学級が設置された。飲酒学級では飲酒ゴーグルを活用した飲酒運転疑似体験、飲酒運転事故の被害者遺族や断酒会会員による講義等飲酒運転の危険性等についての重点的な教育を行っている。

飲酒運転に関する交通事犯受刑者及び保護観察対象者の処遇等の充実

法務省は、飲酒運転の再犯を防ぐため、アルコール依存に対する有効な処遇について外部の専門家の意見を聴くなど受刑者に対する交通安全指導の充実、保護観察対象者に対する飲酒運転防止のための指導教材の作成に向けて、検討を進めた。

今後、法務省において、アルコール問題に取り組む自立グループによるグループワークの実施拡大等により、受刑者に対する交通安全指導の充実を図るとともに、アルコール依存に対応した新たな処遇プログラムを検討する。

また、平成20年度に保護観察対象者に対する飲酒運転防止のための指導教材を作成し、その指導を強化する。

飲酒行動是正のための事業者に対する働きかけ

福岡市では、平成18年8月の職員による飲酒死亡事故に引き続き、1年後に再び職員による飲酒事故が発生したこと等から、外部の専門アドバイザーを加えた「福岡市コンプライアンス向上検討委員会」を設置し、職場風土や人事・組織管理などの観点から不祥事の原因追及とその対策を検討し、20年4月に報告書としてまとめた。

その中で、飲酒習慣に問題がある40代職員に飲酒運転が多いという結果が明らかになり、これまでの飲酒運転撲滅に向けた各職場での啓発活動に加え、医療機関との共同事業による生活習慣病予防を含めた保健事業として、アルコールに関する正しい知識の習得や適正飲酒に向けた行動変容のための支援(HAPPYプログラム)、産業保健スタッフによるアルコールハイリスク者に対する適正飲酒や受診勧奨などの保健指導等を行うこととしている。

福岡市の取組は、産業保健分野との連携による飲酒運転対策として、飲酒習慣という個人の問題に踏み込んだ画期的なものであり、他の自治体、企業への広がりが期待される。

自動車運送事業者等に対する働きかけ

国土交通省では、自動車運送事業者団体等に対し、事業者団体において作成している飲酒運転防止マニュアルの確実な実施を指導するとともに、アルコール検知器の普及及びその適切な活用について指導した。

アルコール・インターロック装置の活用方策についての検討

内閣府では、平成20年度から、久里浜アルコール症センターの協力を得て、アルコール・インターロック装置の活用方策の検討を含む常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に係る調査を行うこととしている。

各種調査の実施

警察庁では、平成20年度から、常習飲酒運転者等の実態や講すべき安全対策について調査研究を行うこととしている。

また、内閣府では、上記の調査と平行して、飲酒運転をした場合の保険支払のあり方等飲酒運転の根絶に資する自動車保険のあり方について検討を行うこととしている。



資料提供：日本自動車研究所

アルコール・インターロック装置

運転者の飲酒状態の有無を判断し、飲酒状態にある場合にはエンジンを始動しないようにする装置